

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第90号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第23条第1項を次のように改める。

行政財産の貸付期間は、次のとおりとする。ただし、市長が公益上必要があると認めるときは、これらの期間を超えることができる。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき。

(ア) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき。 50年以上60年以内

(イ) (ア)以外のとき。 30年以内

イ ア以外のとき。 5年以内

(2) 建物及び工作物 10年以内

第23条第2項中「前項」の右に「(同項第1号ア(ア)を除く。)」を加える。

第24条中「、第27条及び第29条」及び「である土地」を削り、「これ」を「行政財産である土地」に改め、「地上権」の右に「若しくは地役権」を加える。

第42条前段中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第43条第2号中「である土地」を削り、「当該土地」を「行政財産である土地」に改め、「地上権」の右に「若しくは地役権」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)